

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討等に係る有識者会議の開催について

（令和 8 年 6 月 1 日）
内閣官房長官決裁

1. 趣旨

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）附則第 5 条第 2 項に規定する令和 10 年 3 月 31 日までの同法の施行状況について検討等を行うため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討等に係る有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議は、地域未来戦略担当大臣の下に開催する。
- （2）会議の構成は、別紙のとおりとする。
- （3）会議の座長は、構成員の互選により決定する。
- （4）座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3. 運営

- （1）会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- （2）会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとするができる。
- （3）その他必要な事項は、座長が定める。

4. 庶務

会議の庶務は、文部科学省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

附 則

1. この規程は、令和 8 年 6 月 4 日から実施する。
2. 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 10 年 6 月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第 4 項の必要な措置によって規程等の効力を失わないこととしたときは、この限りでない。

3. 今後、会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。
4. 内閣官房は、附則第2項の期限までに、会議の運用状況等を勘案し、期限経過後の会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

(別紙)

構成員一覧

おおむら 大村	ひであき 秀章	愛知県知事(全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員長)
おぼら 小原	よしあき 芳明	学校法人玉川学園 理事長・学園長(日本私立大学協会 会長)
くりた 栗田	たかよし 貴祥	株式会社インディードリクルートパートナーズ リサー チセンター 上席主任研究員
こばやし 小林	ひろし 浩	リクルート進学総研 所長 兼 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
こみや 小宮	さとる 暁	東京海上ホールディングス株式会社 取締役会長
たなか 田中	あいじ 愛治	学校法人早稲田大学 総長(日本私立大学連盟 会長)
はしもと 橋本	まさひろ 雅博	住友生命保険相互会社 取締役会長 代表執行役